

健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）
 （附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p> 第五百五十条（略） 2）4（略） 5）厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 6）前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。 </p>	<p> 第五百五十条（略） 2）4（略） </p>

改正案	現行
<p>第八十二条（略） 2・3（略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>5 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p>	<p>第八十二条（略） 2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（設立及び業務） 第三条（略） 2）4（略） 5 組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）を行うことができる。</p> <p>（福祉事業） 第九十八条（略）</p> <p>2 財務大臣は、前項第一号の規定により組合又は連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>3 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p>	<p>（設立及び業務） 第三条（略） 2）4（略） 5 組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条各号に掲げる福祉事業（第五章を除き、以下「福祉事業」という。）を行うことができる。</p> <p>（福祉事業） 第九十八条（略）</p>

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）
（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第一項第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書	(略)	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）			
(略)	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第三号（福祉事業）の貸付け並びに同項第四号及び第五号（福祉事業）の事業に関する文書	(略)	国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会又は国家公務員共済組合の組合員
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

現行

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
七 国家公務員 共済組合及び 国家公務員共 済組合連合会	国家公務員共済 組合法（昭和三 十三年法律第百 二十八号）	一 事務所用建物の所 有権の取得登記又は 当該建物の敷地の用 に供する土地の権利 の取得登記 二 国家公務員共済組 合法第九十八条第一 項（福祉事業）の事 業の用に供する建物 の所有権の取得登記 又は当該事業の用に 供する土地の権利の 取得登記	第三欄の第 一号又は第 二号の登記 に該当する ものである ことを証す る財務省令 で定める書 類の添付が あるものに 限る。	七 国家公務員 共済組合及び 国家公務員共 済組合連合会	国家公務員共済 組合法（昭和三 十三年法律第百 二十八号）	一 事務所用建物の所 有権の取得登記又は 当該建物の敷地の用 に供する土地の権利 の取得登記 二 国家公務員共済組 合法第九十八条（福 祉事業）の事業の用 に供する建物の所有 権の取得登記又は当 該事業の用に供する 土地の権利の取得登 記	（略）

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）
（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例） 第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 交流派遣職員は、国家公務員共済組合法第九十八条各号に掲げる福祉事業を利用することができない。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（福祉事業） 第百十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 主務大臣は、第一項第一号の規定により組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>4 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>5 主務大臣は、第三項の指針を定めるときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（福祉事業） 第百十二条（略）</p> <p>2（略）</p>

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）
 （附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（福祉事業） 第二十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 文部科学大臣は、第一項第一号の規定により事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p>4 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p>	<p>（福祉事業） 第二十六条（略）</p> <p>2（略）</p>

学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）（抄）
（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（健康診断の方法及び技術的基準） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたもの でなければならない。</p>	<p>（健康診断の方法及び技術的基準） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（健康診査） 第十二条（略）</p> <p>2 前項の厚生労働省令は、健康増進法（平成十四年法律第 号） （第九条第一項に規定する健康診査等指針）<u>第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。</u>（と調和が保たれたものでなければならぬ。）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前項の厚生労働省令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p> <p>（費用の支弁） 第二十一条 市町村が行う第十二条第一項の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（健康診査） 第十二条（略）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（費用の支弁） 第二十一条 市町村が行う第十二条の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。</p> <p>2（略）</p>

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）
（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（健康の保持増進のための指針の公表等） 第七十条の二（略）</p> <p>（健康診査等指針との調和）</p> <p>第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第 号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p>	<p>（健康の保持増進のための指針の公表等） 第七十条の二（略）</p>

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）
（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（実施の基準） 第二十四条（略） 2 前項の実施の基準は、健康増進法（平成十四年法律第 号） 第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでな ければならない。</p>	<p>（実施の基準） 第二十四条（略）</p>

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係） 法律 事務		健康増進法（平成十四年法律第 号）	第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二 項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項及び 第三十二条第三項において準用する場合を含む。 ）の規定により都道府県、保健所を設置する市又 は特別区が処理することとされている事務	別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係） 法律 事務		栄養改善法（昭 和二十七年法律 第二百四十八号 ）	第二条第三項、第三条第一項、第十二条第二項及 び第十三条第一項（第十五条第二項及び第十七条 の二第三項において準用する場合を含む。）の規 定により都道府県、保健所を設置する市又は特別 区が処理することとされている事務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条（略） 一、四（略） 2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 健康増進法（平成十四年法律第 号）第十条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。 二 健康増進法第二十六条第三項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定による許可又は同法第二十九条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。 三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p>	<p>（業務の範囲） 第十条（略） 一、四（略） 2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）第二条第三項の規定に基づき、国民栄養調査の実施に関する事務を行うこと。 二 栄養改善法第十二条第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第十二条第一項の規定による許可又は同法第十五条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。 三 栄養改善法第十三条第四項（同法第十五条第二項及び第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p>